

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の介護休業等に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(介護欠勤の対象及び日数) 第11条 (略)</p> <p>2 介護欠勤の日数は次に掲げる各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する者にあつては、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに<u>1年</u>につき180日とする。ただし、同一の要介護者の同一の継続する状態について、次号による介護欠勤の日数がある場合には、<u>1年</u>につき180日から当該介護欠勤の日数を減じた日数とする。</p> <p>(2) 前項第2号に規定する者にあつては、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する期間ごとに必要と認める日数とする。</p> <p><u>(3) 第1号に規定する1年は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限) 第16条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第<u>4</u>項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(介護欠勤の対象及び日数) 第11条 (略)</p> <p>2 介護欠勤の日数は次に掲げる各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する者にあつては、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに<u>1暦年</u>につき180日とする。ただし、同一の要介護者の同一の継続する状態について、次号による介護欠勤の日数がある場合には、<u>1暦年</u>につき180日から当該介護欠勤の日数を減じた日数とする。</p> <p>(2) 前項第2号に規定する者にあつては、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する期間ごとに必要と認める日数とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(介護を行う職員の時間外勤務の制限) 第16条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 第<u>4</u>項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>・その他の休暇の取扱いと揃えるための所要の改正</p> <p>・文言の整理</p>